

戦時体制下の相模原都市建設区画整理事業の事業計画の変遷

東海大学大学院 学生会員 ○中島 将弘
東海大学 正会員 秋本 福雄

1. はじめに

1935年ごろの軍需産業の急激な成長に伴い、防空的配慮と地方発展を目的として、新興工業都市が全国に23箇所、全て公共団体施行の土地区画整理で建設された。相模原は代表的な例で、施行面積1594haと最大規模である。新興工業都市についての既存研究は越澤（1987）¹⁾が、各都市の施行面積、事業年度計画フレーム等の比較をまとめている。相模原についての既存研究は越澤（1984）²⁾が、相模原都市建設区画整理事業（以下、本事業とする）について施行区域の面積変化等の概要を紹介している。また中島(2004)が、発端から都市計画決定までの詳細な経緯を明らかにしている。

本研究の目的は、本事業の事業計画の変遷を、事業案の作成、設計書認可から1945年までの経緯、終戦による設計変更より明らかにする。本稿は神奈川県立公文書館所蔵の原資料による新たな史実により作成したものである。

2. 1939年6月26日の事業案

1939年6月26日、神奈川県相模ヶ原開発計画協議会が開かれた。野坂相如都市計画課長が、同じような状況にある兵庫県の広等の計画を斟酌し作成した、相模兵器製造所中心の都市計画案を発表した。

施行区域について、将来的に区画整理が必要な区域は、面積約862万坪（図2外側斜線枠）であったが、事業の早急化及び確実性と人口10万人に対する許容密度から推定される面積、地勢、及び地域の配分を考慮し、本事業の施行面積は、第1次的に区画整理を施行する区域505万坪（相模兵器製造所及工科学校50万坪を除く）とした（図2内側斜線枠）。残りの部分については、必要に応じて、任意組合の形式の助成を行う³⁾。

土地利用について、工業地域は、相模兵器製造所や関係工場、鉄道引込み線等の関係から、省線横浜線（図1参照）より北の部分と、南側の大沢村、相原村地内の相模鉄道の東側沿線とした。商業地域、橋本、淵野辺、相模兵器製造所の裏口付近、中心の公園のある部分とした。残りを住居地域とし、公園や学校等を適当に配置した。但し北の方は地勢が高く、高臺から工廠がよく見える所は、防諜上よくないという軍の意向より住居は建設しない³⁾。

都市施設の代表として、街路は、相模兵器製造所と上溝町の中心地とを結ぶ南北の道路を縦の幹線とし、府県道横浜中野線に平行に走る東西の道路を、送電線及び電柱等の位置を考慮し横の幹線とした。最高幅員は25mであったが、縦、横の幹線の一部を幅員35mとした（1939年7月4日の内務省計画局での、本事業案審議の結果、幅員40mとなる）。府県道上溝世田谷線、厚木八王子線等を考慮して幹線道路は約500m間隔で配置した³⁾。民有地の減歩は、全国の区画整理の統計と、各府県での都市計画区画整理の減歩を考慮して、35%とした。（上水道については別事業として、1939年12月22日通常県会で可決した。内容は1938年の河水統制事業をうけて、相模川の伏流水をポンプにて揚水し浄化の後送水するというものであった³⁾。（図2参照）

キーワード：新興工業都市、土地区画整理事業、相模原

連絡先：神奈川県平塚市北金目1117 東海大学大学院工学研究科土木工学専攻

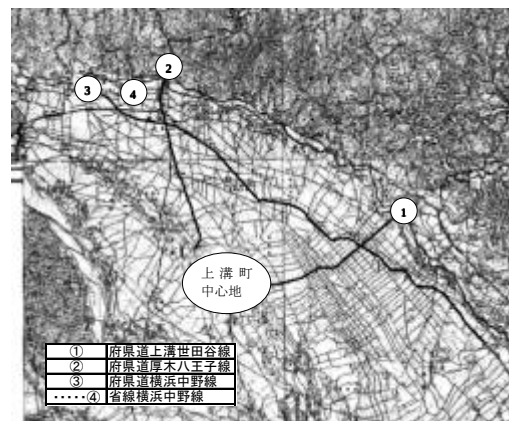


図1 大正末期~昭和初期の相模原地方地形図

注) 国土地理院作成の上溝、原町田、八王子、武蔵府中の地形図より筆者作成



図2 相模原土地区画整理事業計画図(1939年6月)

(出典 参考文献⁵⁾)

3. 相模原都市建設区画整理事業設計書の決定とその後の経緯（1940 年～1946 年）

本事業は、1940 年 12 月 12 日に事業設計書及び施行規程の認可を得る⁷⁾。地域について工業地域、住居地域は事業案からの変更はない。商業地域は事業案で指定した他に、相模鉄道沿線各駅附近並に本区域の重心地点附近を指定し、幹線街路の内必要を認めた部分についてはこの両側を路線商業地域とした。

街路は、全施行地積の 20.87% で、防火、美観の維持に配慮した幅員 16m 以上の幹線街路と、15m 未満の補助線街路とを配置した。相模兵陸軍造兵廠を中心とした南北・東西の街路は、防火及び緊急時の飛行機の発着を考慮して幅員 40m とした。公園は、施行地積の 3% とし、普通公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、近隣公園 5 箇所、児童公園 18 箇所と公園街路を配置した。本事業区域の中央には大きな森林が残っていたため、そこを中央公園として、緑の保存に配慮した。下水については、省線横浜線以南の地については、下水管を幹線街路中に埋設し、鳩川を経て相模川へ導入。省線横浜線以北の大工場の下排水は境川に放流することにした⁷⁾（図 3 参照）。

街路は 1946 年度までに、幹線街路が、26 号線の一部 120m を残して全て完了。補助線街路は、全長の 9 割 8 分を完了した。ただし、共に路面工は行っていない。公園については 1946 年度までに、中央公園 1 箇所、児童公園 1 箇所の整地を完了した。下水については 1943 年 6 月に相模原駅前から工事に着手したが、451m を施行したのみで中止となった⁶⁾（図 4 参照）。

4. 相模原都市建設区画整理事業の計画変更（1946 年～1959 年）

本事業は、1945 年 12 月の県会で事業を 1948 年度まで延長することが決まった。1945 年に事業途中で終戦に伴って 1946 年 11 月に農地改革が起り、自作農創設特別措置法が施行され替費地の売却が中止された。その結果、県農地部と事業施行者との対立が起こったが、1948 年 11 月に農林省建設省、県農地部及び土木部の打ち合わせが県庁会議室で開かれ、協定を結び、財源を確保し、規模の減少といった設計変更を強いられるが、1959 年、事業を完了した⁷⁾（図 5 参照）。

5. まとめ

- (1) 都市施設について街路は 1946 年までに幹線街路、補助線街路ともにほぼ完了したため、終戦に伴う影響はなかったが、公園は 2 箇所のみ整地、下水は、工事着工後すぐに中止となった。
- (2) 地域について、設計書では、商業地域として相模鉄道沿線各駅附近並に本事業区域の重心地点附近を指定し、幹線街路の内必要を認めた部分について、両側を路線商業地域として指定した。

【参考文献】

- 1) 越澤明 1987「戦時期の住宅政策と都市計画」『年報・近代日本研究 9』
- 2) 越澤明 1984「相模原都市計画事業相模原土地区画整理の経緯」昭和 59 年度日本建築学会関東支部研究報告集
- 3) 神奈川県土木部都市計画課「相模原都市建設事業参考資料」神奈川県立公文書館所蔵原資料
- 4) 神奈川県土木部計画課 1947「昭和 22 年度相模原都市計画土地区画整理綴」神奈川県立公文書館所蔵原資料
- 5) 神奈川県戦前期・総務部財政課 1938～1942「昭和 16 年 各章許可稟請書類」神奈川県立公文書館所蔵原資料
- 6) 広瀬可一 1950「相模原都市建設区画整理事業経過報告」神奈川県都市政策史料集、pp68-80
- 7) 野坂相如 1988「相模原都市建設区画整理事業」神奈川県都市政策史料集、pp50-68



図 3 相模原都市建設区画整理事業計画図(推定 1941 年)
(出典 参考文献⁵⁾)



図 4 相模原都市建設区画整理事業計画図(推定 1947 年)
(出典 参考文献⁶⁾)



図 5 相模原都市建設区画整理事業計画図 (1959 年)
(出典 参考文献⁷⁾)